

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

予算審査特別委員会教育未来分科会記録

日	令和8年3月3日（火）（第1回定例会）			
時	午前10時0分 開議（ 休 憩 な し ） 午後0時0分 散会			
場 所	第3委員会室			
出席委員	阿 部 智	岡 崎 純 子	吉 川 英 二	渡 邊 惟 大
	青 山 雅 紀	伊 藤 隆 広	松 坂 吉 則	麻 生 紀 雄
	盛 田 眞 弓	宇留間 又衛門		
欠席委員	な し			
担当書記	市 場 涼 介 板 屋 美 穂			
説 明 員	こども未来局			
	こども未来局長	大町 克己	こども未来部長	山口 美登里
	幼児教育・保育部長	小名木 啓一	こども未来部参事 （東部児童相談所 長事務取扱）	秋庭 慎輔
	こども企画課長	高澤 賢一	こども若者支援室 長	石井 明宏
	健全育成課長	加曾利 道人	青少年サポートセ ンター所長	北島 正尋
	こども家庭支援課 長	宇野 貴博	東部児童相談所管 理・初期対応担 当課長	寺田 清華
	一時保護所担当課 長	石原 啓功	西部児童相談所長	桐岡 真佐子
	管理・初期対応担 当課長	坂入 修一	幼保支援課長	上田 昌弘
	幼保運営課長	小林 崇	幼保指導課長	田中 智紀
	職員担当課長	品 純久	保育所指導担当課 長	渡邊 かおり
	総括主幹	下川 華揚子	健全育成課長補佐	今津 剛
審査案件	令和8年度予算 こども未来局所管			
協議案件	指摘要望事項の協議			
そ の 他	委員席の指定			
主 査 阿 部 智				

午前10時0分開議

○主査（阿部 智君） おはようございます。

ただいまから予算審査特別委員会教育未来分科会を開きます。

委員席の指定

○主査（阿部 智君） 委員席につきましては、ただいまお座りの席を指定いたします。

本日の審査日程につきましては、お手元に配付のとおり、まず、こども未来局所管の審査を行った後、指摘要望事項の協議をお願いいたします。

こども未来局所管審査

○主査（阿部 智君） これより、こども未来局所管の令和8年度当初予算議案の審査を行います。

委員の皆様、サイドブックスのしおり1番をお開きください。

なお、説明に当たっては、初めに昨年の予算・決算審査特別委員会における指摘要望事項に対する措置状況について御報告いただき、続いて令和8年度当初予算議案について御説明願います。また、時間の都合上、指摘要望事項の読み上げは省略して結構ですので、よろしく願います。

審査の初日となりますことから、委員の皆様に申し上げます。

御発言の際には、最初に一括か、一問一答か、質問方法を述べてください。いずれも、答弁並びに意見要望を含め、45分を目安とさせていただきます。

なお、10分ぐらい前になりましたら残りの時間をお知らせいたしますので、時間内で御発言をまとめていただくよう御協力願います。

また、委員の皆様には、令和8年度の予算審査であることを十分踏まえ御発言いただくとともに、指摘要望事項に対する措置状況への質疑や御意見等もありましたら、併せてお願いいたします。

なお、委員外議員が質疑を希望した場合の取扱いは、当分科会の委員の質疑が全て終了した後協議決定いたしますので、御了解願います。

また、所管におかれましては、簡潔明瞭な御答弁を願います。

それでは、御説明、御報告、お願いいたします。はい、こども未来局長。

○こども未来局長 おはようございます。こども未来局でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、冒頭でございますけれども、今日、民間保育園の不適切保育という記事が千葉日報に出されましたけれども、こちらは昨年の10月から取り組んでいることございまして、保護者説明会等を行ったときなどに、委員の皆様には御報告していたと思っておりますけれども、今後も民間園から出される改善案をしっかりと確認して、このようなことがないように取り組んでいきたいと思っております。

引き続き説明をさせていただきます。

○主査（阿部 智君） はい、よろしくお願いいたします。

○**こども未来局長** 初めに、予算・決算審査特別委員会における指摘要望事項に対する措置状況について御説明いたします。

お手元の資料、措置状況等報告書の8ページをお願いいたします。

令和7年第1回定例会予算審査特別委員会における指摘要望事項でございます。

措置状況欄を御覧ください。

まず、1のこどもの権利救済についてでございますが、子供が権利の侵害その他の不利益を受けた場合に、相談に対応するだけでなく、迅速に救済し、権利の回復を図るため、関係者等への調査等の権限を持つ専門的かつ実効性のある機関として、千葉市こどもの権利救済相談室ちばふらっとを開設いたしました。

(1) 開設日は令和7年7月28日で、10月1日に市役所内から民間テナントビルへ移転いたしまして、現在の開設場所は、(2)の中央区新千葉2丁目の民間テナントビルの5階でございます。

(3)の相談受付日及び時間ですが、月、水、金の13時から19時までと、土曜日の10時から14時までとしております。

(4)の救済対象者は、本市に在住、在勤、在学する子供や本市に所在する施設、団体を利用している子供を対象としております。

(5)の相談方法は、電話、メールや対面となっております。

(6)の相談室の主な業務内容としましては、相談及び救済の申出に対する助言支援など記載した3点でございます。

(7)の運営体制ですが、こどもの権利救済委員として、弁護士及び学識経験者の2人を任命しているほか、相談専門員をこどもの権利救済委員の職務遂行の補助として配置しております。

次に、2のこども・若者の社会参画についてでございます。

(1)のこども・若者からの意見聴取といたしまして、こども・若者の意見表明の機会を確保し、本市の施策等に関するこども・若者の意見聴取等を行うため、千葉市こども・若者会議を設置いたしました。

設置日は令和7年6月1日、構成員は本市在住、在学、在勤の中学生からおおむね25歳までのこども・若者としております。

次に、内容ですが、本市の施策や事業等に対するこども・若者への意見聴取等に関することや、こども・若者の発意による市政やまちづくりに係る提案としております。

次に、施策への反映といたしまして、会議で議論した意見等については、庁内全ての局部で構成するこども・若者施策推進本部において施策への反映に向けて検討を進めております。

(2)のこども・若者の社会参画の体系的な事業推進といたしましては、年齢や発達段階に応じたこども・若者の社会参画プログラムを体系的に展開し、子供や若者の身近な課題の解決策を検討するとともに、自分たちの町をよりよくするための活動や提案につなげております。

こども・若者の社会参画プログラムについては、アからエに記載しております4つの種類がございます。小学校を対象とした子ども議会やこども・若者のカワークショップなど、小学生から大学生年代までの年齢や発達段階に応じた取組を体系的に展開しております。

次に、22ページをお願いいたします。

令和7年第3回定例会決算審査特別委員会における指摘要望事項でございます。

措置状況欄を御覧ください。

まず、1の各種支援事業の推進による保育人材の確保についてでございますが、幼児教育・保育の質の維持向上を図るためには、保育人材確保及び就業継続、離職防止に積極的に取り組み、安定的に保育が提供できる環境を整える必要があることから、来年度においても着実に各種支援事業を実施してまいります。

(1)の保育士等給与改善といたしまして、保育士等の給与に月額最大4万円の上乗せ助成をいたします。

(2)の宿舍借上げ助成ですが、保育士等として採用されてから5年以内の者を対象として、施設が借り上げる宿舍に係る経費を助成いたします。

(3)の保育士修学資金等貸付といたしまして、指定保育士養成施設に在籍して保育士を目指す学生を対象とした修学資金の貸付けなどを実施いたします。

(4)の千葉県幼児教育・保育人材支援センターの運営としましては、幼児教育・保育人材の資質向上、離職防止のため、相談対応等を行う拠点として運営いたします。

続きまして、2の私立幼稚園と保育所等との格差縮小についてでございます。

私学助成の交付を受ける私立幼稚園が、施設型給付費の支給を受ける認定こども園に移行することにより、保育士等給与改善や宿舍借上げ助成を含めた処遇改善の対象となります。

本市としましては、良好な環境や人材を備えた貴重な教育資源である私立幼稚園の安定的、継続的な運営を後押しする観点から、引き続き認定こども園への移行を希望する幼稚園を支援してまいります。

なお、千葉県に対して、千葉県市長会を通じた要望など、時期を捉えた手法を検討いたします。

(1)の移行に係る相談としましては、移行した場合の収支シミュレーションや保護者説明会への同席など、きめ細かな相談対応を実施いたします。

(2)の移行に係る改修等への財政支援としましては、移行に当たり3歳未満児の保育を開始する場合の大規模改修費への助成や小規模な改修、備品購入費の助成を実施いたします。

指摘要望事項に対する措置状況につきましては、以上でございます。

続きまして、令和8年度当初予算（案）について御説明いたしますので、令和8年度局別当初予算（案）の概要を御覧ください。

54ページをお願いいたします。

なお、金額は100万円未満を切り捨てて読み上げさせていただきます。

初めに、1の基本的な考え方でございますが、こどもを産み育てたい、こども・若者がここで育ち暮らしたいと思うまち「ちば」の実現を基本理念に、こども・若者や子育て家庭を取り巻く様々な課題に対して総合的に取り組むため、特に下に記載した(1)から(5)までの項目を重点的に取り組んでまいります。

(1)として、こども・若者施策の総合的な推進、(2)が子どもルームの整備・運営、(3)は児童虐待防止など要保護児童対策、(4)は教育・保育の「量」の拡充と「人材・資質」の確保、(5)は多様な保育サービスの提供でございます。

続きまして、2の予算額の概要でございます。

まず、一般会計の歳出予算額は798億4,100万円、前年度比28億400万円、3.6%の増となっております。これは主に対象施設数の増に伴う民間保育園等運営事業費の増額などによるものでございます。

また、歳入の主なものとしたしまして、児童手当収入や施設型給付費収入などがございます。

次に、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の歳出予算額は4億2,500万円となっております。

次に、公共用地取得事業特別会計の歳出予算額は7,000万円となっております。

55ページをお願いいたします。

続きまして、3の重点事務事業でございますが、新規・拡充を中心に御説明いたします。

まず、こども未来部でございます。

(1)の若者施策の推進でございますが、若者のニーズを把握するための実態調査を行うとともに、大学等と連携し、若者の居場所を創出する取組をモデル的に実施いたします。また、市の情報が届きにくい若者への発信力を強化するため、若者自身が主体となり、本市の施策や魅力など、同世代にとって身近で分かりやすい動画を制作し発信するほか、今年度設置したこども・若者会議の開催回数を拡充いたします。

次に、(2)のデジタル体験機会の提供でございますが、子ども交流館におきまして、eスポーツ体験やデジタル体験講座の開催などを通じて、子供や若者がデジタル技術の理解や実践的なスキルを身につける機会を提供いたします。

次に、(4)の子どもルーム整備・運営でございますが、就労などにより、昼間家庭に保護者がいない児童を対象に、放課後の遊びや生活の場を提供するもので、待機児童ゼロの継続に向けて4か所の施設整備を行います。

56ページをお願いいたします。

次に、(6)の子ども・若者総合相談センターL i n kの運営でございますが、こども・若者とその家庭を総合的に支援するL i n kにおきまして、相談件数の増加や複雑化、多様化する相談内容に対応するとともに、家庭訪問等のアウトリーチや出張相談を強化するため、相談員を1名増員いたします。

次に、(8)の施設入所児童意見表明等支援でございますが、社会的養護に係るこどもの権利擁護のため意見表明を支援するもので、対象施設種別を拡大し、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホームを追加いたします。

次に、(9)の児童福祉施設等措置でございますが、児童養護施設等へ措置した児童の生活などに要する費用を支弁するもので、中学生年齢の児童については、より丁寧な支援が必要であることを踏まえ、市単独による加算を行います。

57ページをお願いいたします。

見直した事業の(1)の子どもルーム利用料口座振替済通知書の送付でございますが、紙により送付していた口座振替済通知について、口座振替対象者であれば通帳等で引き落とし額が確認できるため、送付を廃止し、経費を縮減いたします。

続きまして、58ページをお願いいたします。

幼児教育・保育部でございます。

まず、(1)の民間保育園等整備ですが、増加する保育需要に対応するため、幼稚園の認定

こども園移行などに係る費用を助成するもので、合計で13か所、定員421人分を整備いたします。

次に、(2)の乳児等通園支援、こども誰でも通園制度ですが、保育所などに通っていない子供が保護者の就労要件などを問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で市が認可した施設で利用できるもので、実施施設は31施設を目指してまいります。

次に、(3)のエンゼルヘルパー派遣でございますが、子育て世帯の利便性を向上させるため、室内での育児・家事支援に加えまして、外出時の支援を追加するとともに、子供が入院時の利用を可能とするほか、一部の多胎世帯の利用期間を延長いたします。

1ページ飛ばしまして、60ページをお願いいたします。

次に、(9)の多様な保育需要への対応ですが、保護者の就労形態の多様化などに伴う保育ニーズに合わせ、多様な保育メニューを提供するもので、病児・病後児保育事業の新設、改修に係る経費を補助するとともに、感染症への対応をするため、保育士を加配する施設を対象に委託料を加算するなど、様々な保育メニューの提供を行います。

また1ページ飛ばしまして、62ページをお願いいたします。

最後、見直した事業の(1)の保育料口座振替済通知書の送付でございますが、先ほどの子どもルームと同じで、紙により送付していた口座振替済通知書について、引き落とし額を確認できるため、送付を廃止し、経費を縮減いたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○主査(阿部 智君) ありがとうございます。

委員の皆様をお願いする事項につきましては、先ほど述べたとおりでございます。

それでは、質疑等ございましたらお願いします。はい、吉川委員。

○委員(吉川英二君) 基本、一問一答ですけれども、事業ごとにある程度まとめて聞くかもしれません。

○主査(阿部 智君) お任せいたします。

○委員(吉川英二君) ありがとうございます。よろしく申し上げます。あらましのほうからお願いしたいと思います。

63ページの若者施策の推進、ここ、ちょっといろいろ新規とかあって、これはまとめてお伺いしたいと思っております。

まず、若者の実態調査なんですけれども、若者のどのようなニーズをどのような調査方法で把握されるのかお聞かせください。

あと、2番の若者の居場所・交流機会の創出について、どのような居場所をモデル的に実施するのかお伺いします。

あと、次の若者主体の魅力等発信動画制作とあるんですけれども、市の情報が届きにくいという課題をどのように把握されているのかをお示してください。

あと、4番目、こども・若者会議についてなんですけれども、当事者の意見を市の施策に反映するってあるんですけれども、実際に反映された事例についてお伺いします。

あと、このこども・若者会議の参加者の選定方法についてお伺いします。

あと、1、2、3、4とあるんですけれども、この1、2、3の新規項目3つと4のこども・若者会議の関係ですね、連動するのか、別々のものなのか教えてください。

あと、この若者施策に関しては、もし参考にしている自治体があるのであれば教えてください。市独自で検討しているのか、どちらなのか教えてください。

あと、こども・若者会議についてなんですけれども、現場からもいろいろ話を聞くんですけども、裾野の広い意見表明、一部の人らじゃなくて、広い意見表明の仕組みをやっぱり構築する必要があるというふうに思うんですけども、当局の考えを教えてください。

一旦以上で。

○主査（阿部 智君） こども・若者施策についてでの一括したものでございますが、それではこども企画課こども若者支援室長、お願いいたします。

○こども若者支援室長 こども若者支援室でございます。

御質問8点、御説明させていただきます。

まず、実態調査をどのようなニーズ、またどのような調査方法で把握するのかにつきましては、現在、国において実施している若者に関する調査は、広範囲で一般的な傾向を示しております。本市の若者は具体的なニーズや実態把握が難しい状況にありますので、今回2種類の実態調査を実施する予定でございます。

まず、1点目は、中学生から大学生年代を対象としたウェブアンケートで、本市の若者生活実態、不安や悩みを抱えた経験、他者や地域社会との関わり、居場所も含めた必要とされる支援などを収集することを考えております。

2点目は、意見表明が難しい若者の声を施策に反映するため、不登校やひきこもりなど、声を拾うことが難しい状況の若者の実態を把握することにより、そういうもので困難な状況にある若者への支援に取り組んでいる関係機関や施設等への実地でのヒアリングなどによって、通常の調査では捉えにくいニーズを把握していきたいと考えております。

2点目、居場所・交流の機会創出、こちらもどのような居場所をモデル的に実施するのかにつきましては、市内の大学等のオープンスペースなどを利用しまして、地域団体と連携して、中高生を含めた若者の居場所をモデル的に実施いたします。

今回、市内2か所での実施を予定しております。若者が気軽に立ち寄ることができる環境づくりとともに、交流や相談、学びなどの機会を提供するワークショップやイベントを開催し、若者の参加動機、居場所や過ごし方など、実態に即したニーズを把握することで、本市における若者の居場所について当事者の視点に立ち、求められる役割や機能を整理していくものでございます。

3点目、若者主体の魅力と動画制作の、市の情報が届きにくいという課題をどのように把握したのかにつきましては、昨年6月に設置しましたこども・若者会議の議論の中でも、若者の参加者から、市から発信される情報に若者が必要としている情報が不足している、また若者が市の施策を十分に知る機会がないなどの課題認識が示されました。

このほか、本市のLINE公式アカウントの友達登録者につきましては、令和7年12月末の時点のデータでございますけれども、24歳までの登録者の割合が3.3%であること、また市の公式ユーチューブチャンネルの令和6年度の全体視聴回数における13歳から17歳の視聴回数割合が0.4%、18歳から24歳においても8.5%と低い状況にありまして、課題として捉えたところでございます。

次に、こども・若者会議について当事者の意見を市の施策に反映する事例につきましては、

まず、こども・若者会議の意見提案につきましては、全ての部局で構成されるこども・若者推進本部において、提案の内容や、その提案に立った課題認識を踏まえ、施策への反映に向けて検討を進めているところでございます。

今回、情報が届きにくい若者への発信力を強化するため、若者の参画により、本市の施策や魅力などを発信する動画の制作や、若者世代の市内誘客を図るため、若者視点によって市の魅力が再発見されるような観光プランの造成など、参加者からの意見提案を施策に反映し、来年度から実施することとしております。

また、このほかプラスチック資源の分別回収の指定袋のデザイン考案など、こども・若者会議で出た意見提案の実現に向けて、庁内で検討を進めているところでございます。

続きまして、こども・若者会議の参加者の選定方法につきましては、こちらにつきましては一般公募を予定しております。

次に、このあらしの新規項目の3つとこども・若者会議の関係性は連動するののかにつきましては、こども・若者会議につきましては、令和8年度に3か所新たに募集しまして、こども・若者の意見を施策に反映するための取組を進めていくものでございます。そのため、新たに実施する3つの事業と、この若者会議が連動して取り組むものではございません。

7点目、参考にしている自治体があるのかという部分につきましては、他市の取組を調べて参考にする部分はございますけれども、若者に特化した支援や施策を展開している自治体が少ないこと、また地域性の違いや、本市の若者にとって必要な施策に取り組んでいく必要があることなどから、本市独自に検討を進めている状況でございます。

最後に、こども・若者会議につきましては、裾野の広い意見表明の仕組みにつきましては、自ら意見を発してこなかった子供や若者も何らかの方法で意見や思いを伝え、その意見を施策に反映していく仕組みは重要であると考えております。

学校との連携などにより、今年度取り組んできた成果も示しながら、より多くのこども・若者が自分たちの意見が市政に反映されることへの関心を高め、意見の表明や会議への参加に前向きに捉えられるように取り組んでまいります。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 吉川委員、御答弁、大丈夫でしたか。抜けはなかったですか。

○委員（吉川英二君） 大丈夫です。

○主査（阿部 智君） では、吉川委員。

○委員（吉川英二君） 今回から意見も入れちゃっていいんですね。

○主査（阿部 智君） どうぞ。

○委員（吉川英二君） ありがとうございます。新規も入っているので、非常に重要だと思っています。

先ほども言いましたけれども、ぜひ引き続き、若者と言ってもいろんな層があると思うので、施策を推進するに当たっては、より多くの子供とか若者が関わっていただけるような仕組み、工夫をよろしくお願ひしたいと思っています。

では、次に、64ページにいきます。

青少年サポートセンター、一番下のところですけども、ここは1点だけですね。

最近のネット犯罪動向、あとネットパトロールの抑制効果、あと最近の啓発の活動について

お伺いしたいと思います。

○主査（阿部 智君） 青少年サポートセンター所長。

○青少年サポートセンター所長 青少年サポートセンターです。

まず、1点目のネット犯罪の動向についてですけれども、本年度、本市のほうで認知したネット犯罪というものは、特にはございません。

続きまして、ネットパトロールの抑制効果についてです。

ネットパトロールで学校名及び個人が特定される投稿として報告が上がってきた件数は、令和6年度で235件、7年度は12月末現在でございますが、250件でした。その全てを学校に報告し、学校から児童生徒や保護者へ指導をしております。その後、同一児童生徒が再び検出されるということがほとんどない状況から、早期発見によるトラブルの未然防止につながっているものと考えております。

3点目の啓発活動についてです。

青少年がSNSを要因とした犯罪被害やトラブルに巻き込まれることがないように、このことを目的として、青少年サポートセンター所員が講師となって、主に市内小中高等学校、特別支援学校で出前授業ネット安全教室を実施しております。

対象は児童生徒、保護者、教職員、青少年育成団体関係者等としております。

近年はスマートフォン所持の低年齢化が進み、児童生徒のネットトラブルの防止には、保護者の理解が重要であるということから、小中学校の入学説明会等の機会を利用して、保護者向けの出前授業のニーズが高まっているところでございます。

以上です。

○主査（阿部 智君） はい、吉川委員。

○委員（吉川英二君） ありがとうございます。様々な対応していただいて、本当に前だったら夜のパトロールとかなんでしょうけれども、今本当に、先ほどおっしゃったように、小学生でもスマホを持っているので、全ての子が巻き込まれる可能性があると思いますので、引き続きよろしくお伺いしたいと思います。

次、ページ飛びまして67ページ、民間保育園等整備、いわゆるこども誰でも通園制度に関してです。

ここに記載はないんですけれども、待機児童数が本市ではゼロが継続していると認識しております。ただ、入所待ち児童数が、去年の令和7年4月1日時点では、611名というふうに認識をしております。現状、その現状なんですけれども、どの程度の解消を見込んでいるのかお伺いしたいと思います。

あと、ちょっと大きい話になっちゃいますけれども、今後の本市の保育需要の見通しと考えるについて教えていただければと思います。

○主査（阿部 智君） 2点ありました。お願いいたします。幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

1点目の入所待ち児童数のところをお答えさせていただきます。

入所待ち児童数につきましては、令和4年度が588人、令和5年度が754人、令和6年度は882人となっております。昨年度までは右肩上がりの状況となっておりますが、令和7年度に関しましては、今、委員からお話ありましたように611人となっております。昨年度と

の比較では減少しているというところがございます。

この減少した要因といたしましては、保育所の整備ですとか、人材確保に向けた取組によるものとも考えられますけれども、入所待ち児童数というものにつきましては、国の育児休業給付制度の動向ですとか、真に希望する保育所に入所できなければ育児休業の延長というものを選択される保護者様の人数等、様々な要因により増減いたしますので、施設整備に向けた予算額の検討を行う時点におきまして、入所待ち児童数の解消というものの見込みを算定することは困難でございます。

本市といたしましては、引き続き待機児童ゼロの継続を図るとともに、一人でも多くの方の御希望に沿えるよう必要となる受皿の整備や人材確保に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） はい、幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

続きまして、2点目の保育需要の動向に関する御質問でございます。

少子化の進行によりまして、本市の就学前児童数は減少を続けておりますけれども、就学前児童数に占める保育施設利用希望者の割合、これは保育比率と申しますけれども、こちらの上昇が著しいことから、保育需要は年々増加しておりまして、令和7年4月の保育施設利用者数は1万9,350人と過去最多となりました。

これらの過去の傾向から、保育比率の上昇というものは、当面継続するものと考えられますけれども、いずれは頭打ちになるというふうに見込んでおります。

全市的に見ますと、保育需要は減少局面に向けた過渡期にあるというふうには認識をしているところがございます。ただ、地域によって保育需要というものは大きく異なります。地域ごとの需要を慎重に見極めまして、例えばマンション開発に伴って子育て世帯の方々が流入してくる等、真に必要と判断される場合には、新規整備も含めて適切に受皿を確保してまいります。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） ありがとうございます。今の民間保育園のところは分かりました。ありがとうございます。

次は、こども誰でも通園制度のほうでちょっとまとめてお伺いしたいと思っております。

月一定時間までの利用可能枠ということで、今までどおり10時間以内なのかというのを教えてください。

あと、実施施設が25施設では、何名の受入れが可能なのか教えてください。

あと、実施施設が25施設から31施設、ホームページ上では昨日発表になっていて、ちょっといろいろ情報が少なくなっていると聞いています。最新の情報を教えていただき、一応、区別の施設数を教えていただければと思います。

あとは、1年前、施設から通常保育とゼロ歳から3歳の対応の違い等、様々な課題の声が上がっていったというふうには認識をしておりますけれども、その現場の声を今回改善されてスムーズに本格実施される予定なのかどうか、現状をお伺いしたいと思います。

あと、モデル事業の利用申請者数と実際の利用者数について教えてください。

あと、そのモデル事業の利用申請者で実際利用することができなかった主な理由ですね。また、実際利用した方の声があれば教えてください。

あと、これに関しても、もし先進自治体の事例があれば、概要で構いませんので、お伺いしたいと思います。

最後に、この部分に関して、本市が目指す目標観というか、そういうものがあればお伺いしたいと思います。

一旦以上です。

○主査（阿部 智君） はい。それでは、逐一お願いします、幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

こども誰でも通園制度に関する質問に関しましては、私のほうから答弁さしあげようと思います。

まず、1点目、月一定時間の可能枠が10時間かどうかという御質問でございますけれども、令和8年度につきましては、国の時間の基準が月10時間とされておりますので、本市におきましても、月10時間で実施することとさせていただこうと考えております。

それから、2点目の実施施設25施設で、何名の受入れが可能かというところでございますけれども、その25か所のうち保育施設としての受入れに余裕がある場合のみ、本事業を実施する余裕活用型という類型があります。こちらを除く21施設の定員は、25施設ベースですと、合計で97人となっておりますけれども、現時点では、現場の負担の抑制ですとか、安全性の確保を優先いたしまして、現場の習熟度ですとか、お預かりされるお子さんの状況等に応じて受入れ枠、受入れ定員未滿に抑えるということも容認しているところでございます。

続きまして、実施施設を25施設から31施設に拡充することについてですけれども、今、委員から御指摘のありましたように、あらましに記載の25施設に関しまして、一部あらましに掲載した後に情報が入ったことで、このようになってしまいましたことをおおび申し上げますけれども、スタートの時点で、令和8年4月の時点で、一部の施設が実施を休止したり、取りやめるということがございました。結果として、現状4月の時点では、17施設でのスタートというふうになりますことを申し上げます。

4月から新たに追加する施設というものは確定しておりませんので、令和8年4月からの実施施設につきましては、募集したものの、残念ながら応募がなかった状況でございます。

事業者が応募をためらう大きな理由の1つが、採算性であるというふうに考えておりますけれども、年明け以降、国から補助単価の引上げや、新たな加算メニューがアナウンスされましたけれども、この公募の期間中には、この条件の改善というものを浸透させることがちょっと時期的にできなかったという事情がございます。

今後、下半期から新規実施施設を募集することとしておりますので、その単価増等を踏まえて、事業者への働きかけを強化するなど、実施施設の確保に全力を挙げてまいります。とりわけスタート時点での施設数が減ったこともありますので、頑張っ確保させていただきたいというふうに考えております。

それから、次の御質問ですけれども、1年前に施設から通常保育との対応の違いについていろいろ指摘があったというところで御質問があった件でございます。

運営が定着してきました施設からは、試行開始時と比べまして、どうすれば子供や保護者に

対してよりよい対応ができるかといった肯定的な意見が多く上がるようになっておりますことから、現場の従事者の皆様の創意工夫によりまして、課題が解決されつつあるというふうに捉えております。こうした施設におきましては、令和8年度からもスムーズに実施がされるものと見込んでございます。

今後、新たに実施される施設につきましては、運営が定着するまでの間、御苦勞も想定されますので、本市としても先進事例を参考としながら、丁寧にサポートしてまいりたいというふうに考えてございます。

続いて、モデル事業の利用申請者数、利用者数の実績でございますけれども、令和6年の試行的事業の実績につきましては、25施設で実施しまして、7月から3月まで9か月間で利用申請者数が819人、実利用人数が252人、延べ利用人数が1,636人となっております。

また、令和7年度の実績につきましては、同じく25施設で実施いたしまして、4月から12月まで同じく9か月間の実績になりますが、利用申請者数が836人、実利用人数が308人、延べ利用人数が2,142人となっております。

続きまして、モデル事業の利用申請者の方で、利用することができなかった主な理由という御質問でございます。

令和6年度試行的事業の際に実施いたしました利用申請をされた方々に対するアンケートにおきまして、実際に施設を利用しなかった理由をお尋ねしましたところ、ひとまず利用認定だけ受けておいたという方が最も多く、次いで近隣に施設がないという御回答が多くなっておりまして、こうした状況は大きく変わっていないものというふうに推察しております。

続きまして、先進自治体の事例ということでございますけれども、こども家庭庁が令和6年度にこども誰でも通園制度事例集というものを発行されております。

その中では、例えば公立保育所で実施する場合において、関係機関との連携の下で支援を必要とする御家庭のお子さんの受入れをしている事例、これは松戸市になります。そういった事例や、園に少しずつ慣れてもらうために、利用当初の通園時間を短くして、子供の状況に合わせて利用時間を設定しているというような野田市さんの事例、こういったものを紹介されております。

本市といたしましても、こうした事例をはじめとする他自治体の取組でありますとか、実施施設の御意見も参考といたしながら、子供や保護者にとって効果的な運用方法を検討してまいろうと考えてございます。

続いて、最後になりますけれども、本市が目指す目標というところでございますが、現時点におきましては、暫定的な事業計画に基づいて、令和8年度に31か所まで、その後も令和11年度までは毎年度6か所ずつの拡充を目指すということにしております。

現状として、需要が供給を上回っておりまして、さらに制度が浸透定着していくにつれまして、いわゆる潜在的な需要が喚起されるといった可能性もあると考えておりますけれども、今後、こども・若者プランの中間見直し等の過程におきまして、より精緻な需要推計を行いまして、子育て家庭のニーズに対応した事業計画を策定するとともに、実施施設の確保に努めてまいっている所存でございます。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） はい、吉川委員。

○委員（吉川英二君） ありがとうございます。施設が31の予定が17になっちゃったのは非常に残念で、多分ニーズがある中でなかなか現場のほう、また上がってくると思うんですけども、下半期含めて、あるいはモデル事業での経験を、ぜひ今後の本格実施に生かしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

次は、68ページのエンゼルヘルパー派遣、ここではちょっとまとめて3点お伺いします。

一応、拡充項目ですけれども、人的拡充がないのか教えてください。

あと、利用希望者が利用できているのかどうか、いわゆるマッチングの実績について教えてください。

あと、外出時の支援というのが、支援を追加してあるんですけども、あと一部の多胎世帯の利用期間を延長、この詳細についてお伺いします。

以上です。

○主査（阿部 智君） はい、幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課からお答えいたします。

まず、1点目の人的な拡充についてでございますけれども、本事業はホームヘルパーの派遣業者、あるいは産後ドゥーラ等々に委託をして実施するものであり、今回の拡充によりまして利用者数が増加することも想定されますことから、可能な限り御希望に沿って御利用いただけますように、より多くの委託先を確保したいというふうに考えておるところでございます。

2点目のマッチングの実績でございますが、本事業の利用実績を延べ利用人数で申し上げますと、令和4年度が4,341人、令和5年度が4,368人、令和6年度が4,018人となっておりますけれども、保護者が希望された日時に御利用いただくことができないというケースも少なくないというふうに承知をしているところでございます。

続いて、最後3点目でございますが、外出時の支援及び多胎世帯の利用期間延長の詳細についてですけれども、まず外出時の支援につきましては、例えば出産後間もない時期の買物でありますとか、お散歩、健診等への付添い等の支援を想定してございます。

また、一部の多胎世帯の利用期間延長につきましては、エンゼルヘルパーの利用期間が妊娠中プラス出産日から1年間でありますため、早産となった方におかれましては、予定日に出産した場合よりも利用期間が短くなってしまうということがございますので、早産の可能性が大きく高まると言われております多胎世帯につきましては、利用期間を出産日からではなく、出産予定日からとさせていただくものでございます。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） 分かりました。理解しました。

次、69ページの多様な保育需要への対応ということで、拡充で病児・病後児保育事業、新施設を入れて11施設ということかどうかということと、あと、なないろ保育園もここに入っているのかどうか、ちょっと併せて。入っていないのか、入っているのかだけ教えてもらえればと思います。

○主査（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課からお答えいたします。

まず、病児保育の施設数に関する御質問でございますけれども、現在、本市の病児・病児病

後児保育の実施施設は10か所でございます。今回、予算案に計上させていただきました新設1か所を含めまして、11か所に拡充することを想定しております。

今、御指摘のありました、なないろ浜野園に関しましては、医療的ケアの必要なお子様を受け入れている施設ではありますけれども、この病児・病後児保育とは別の類型でございます、いわゆる小規模保育事業という日々のお子様の預かりを実施する施設でございます。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） 分かりました。理解しました。

新規施設が1個増えたということで、御礼申し上げるとともに、今後またいろいろ実情ありますけれども、新規利用の施設の拡大をお願いしたいと思います。

最後に、70ページの教育・保育人材の確保で1点です。

6つ項目ありますけれども、保育士確保を目的としたこの6項目の施策の利用状況と効果について教えてください。

○主査（阿部 智君） はい、幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

あらましに記載の6項目の順番に、1から4については当課から、5番、6番に関しましては幼保指導課のほうからお答えをさせていただきます。

まず、1番の保育士等給与改善でございますけれども、こちらは月額最大4万円の給与上乗せを支援する事業でございます。令和6年度実績において制度対象となる302園全てが当該制度を活用しており、月平均で約3,580人の保育士さん等の処遇改善に結びついております。

次に、2番の宿舍借上げ助成につきましては、保育士等として採用されてから5年目までの方を対象に、月額6万5,000円を上限として、施設が借り上げる宿舍の経費助成を実施するものでございまして、令和6年度実績において198園の637人が利用しております。

これら1番、2番は、いずれも保育士さん等の手取りが増えるものでございまして、令和2年度に実施した実態調査におきまして、職場を選ぶ理由として、給料が高いという項目が上位になっていること等を踏まえ、保育人材の確保に当たって効果があるものと認識いたしております。

次に、3番の保育士修学資金等貸付でございますけれども、こちらは指定保育施設に在籍して保育士を目指す学生を対象として、修学資金の貸付けなどを実施するものでございまして、令和6年度実績におきまして、その修学資金の貸付けが162人に対して、月額5万円を上限とした貸付けを行うなど、近年、深刻化しております保育士の成り手不足解消に一定の効果があるものと認識いたしております。

続いて、4番の保育士資格取得支援でございますけれども、こちらは保育士になるための学習講座に係る経費などを助成する事業でございます。こちらは令和5年度以降は利用実績がございませんけれども、保育士を目指す方の支援等につながるよう、引き続き制度周知に努めてまいります。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） はい、幼保指導課長。

○幼保指導課長 幼保指導課でございます。

5番、6番を幼保指導課から回答させていただきます。

5番の保育士養成施設新卒者の確保は、保育士養成施設の学生を対象とした就職説明会を実施し、千葉市の公立保育所を就職先の選択肢に加えてもらうよう取り組むものでございまして、今年度は2月末時点で説明会を10回実施しております。

352人の学生に参加していただいております、3月中にさらに3回の実施を予定しております。

就職説明会につきましては、学生に公立保育所の特徴や勤務条件などを丁寧に説明できるよい機会であると認識しております。

最後に、6番目、問題解決相談員の設置に関しましては、保育所内で起きた苦情案件等のうち対応が困難な案件について、保育分野に精通する弁護士及び臨床心理士に相談できる体制を確保することで、迅速な解決に努めるものでございます。

今年度は2月末時点で3回相談をさせていただいております、専門的な助言を受けられるようになったことで問題の深刻化を防止し、迅速に解決できるようになったことに加え、職員の心理的な負担の軽減にもつながっていると認識しております。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） はい、吉川委員。

○委員（吉川英二君） ありがとうございます。施策がすごくたくさん利用されて、効果的になっているということを理解できました。すみません、時間をいただきました。

以上です。ありがとうございます。

○主査（阿部 智君） ありがとうございます。

ほかにもございせんか。なければもう終わりにしますよ。いいですか。はい、盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 一問一答でお願いをいたします。

あらましの若者施策ですけれども、55万円から918万円ということで、大分予算をつけることになっています。

先ほど吉川委員から内容について御説明いただいたので、それぞれの予算の内訳について伺いたいと思います。

○主査（阿部 智君） はい、こども若者支援室長。

○こども若者支援室長 こども若者支援室でございます。

それぞれの事業の内訳につきましては、まず一番上の若者実態調査につきましては400万円、2番目の若者の居場所・交流機会の創出につきましては120万円、3点目の若者主体の魅力と動画制作につきましては300万円、こども・若者会議につきましては約70万円、このほかこども・若者施策アドバイザーに係る経費につきましては約20万円を計上しております。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ありがとうございます。

実態調査ってとても大変な作業だというふうに思います。主にどういう方たちが携わるのでしょうか。

○主査（阿部 智君） はい、こども若者支援室長。

○こども若者支援室長 実態調査につきましては、実際、市内の施設、相談支援機関をやっている施設ですとか、例えばフリースクールであったり、学校ではスクールソーシャルワーカー

等に、実地でのヒアリングを予定しております。可能であれば、そこに関わる若者への生の声も拾っていきたいと考えておまして、実際実施するのは事業者への委託を考えております。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 分かりました。各施設でいろいろ特徴があるので、実態を知っている方にしっかりと聞き取りをしていただくことと、やっぱり若者の声、生の声は大事にさせていただきたいというふうに思います。

委託先については、これからということでしょうか。分かりました。

若者施策、とても大事で、取りかかりということだと思うので、今後よく見ていきたいなというふうに思います。

次に、デジタル体験機会の提供で1,000万円新規というふうになっています。事業の内訳と、あとどこからの発案、意見で事業化したのか伺います。

○主査（阿部 智君） はい、こども若者支援室長。

○こども若者支援室長 こども若者支援室でございます。

まず、事業費の内訳につきましては、子ども交流館のデジタル体験機会を提供するためのパソコンや周辺機器、防音設備やネットワーク構築など環境整備に係る経費となります。

内訳としましては、高性能パソコン等の機器については約460万円、環境整備、ネットワーク構築、防音設備等につきましては約400万円、その他運用管理経費としまして約140万円と見て見込んでおります。

また、どこからの発案、意見で事業化したのかにつきましては、本市としましては、令和4年に千葉市スマートシティ推進ビジョンを策定しており、その中でデジタル技術を活用できる人材育成に取り組むこととしております。

社会全体でDX化は急速に進み、産業や行政サービスがデジタルの活用を前提として進展している背景を踏まえ、若年代からデジタル技術を理解し、また活用して、社会課題を解決する力や基礎的なリテラシーの意識を早期に育むことが重要であると考えております。

そのため、多くの子供や若者に対してデジタル技術等を体験する機会を提供し、デジタルに興味や関心を向けられるよう、年間10万以上が来館する子ども交流館におきまして、eスポーツやプログラミングなどの体験講座を開催する取組を実施することとしたものでございます。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 初期費用としての1,000万というふうに理解をしました。

10万人以上が来館をするということ、子ども交流館ということですから、参加費用などが取られるのでしょうか。

○主査（阿部 智君） こども若者支援室長。

○こども若者支援室長 若者支援室でございます。

基本、講座等の受講につきましては無料で考えております。

場合によっては一部何か経費がかかるものがございましたら、その部分はあくまで実費を徴収するという想定しております。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 分かりました。ありがとうございます。

次に、64ページの子ども・若者総合相談センターL i n kの運営について伺います。

相談件数の増加についてと、それから出張相談というふうなことも書いてあるのですが、この実態についてどの程度行っているのか、強化する内容について伺います。

○主査（阿部 智君） はい、健全育成課長。

○健全育成課長 健全育成課でございます。

まず、L i n kの相談件数についてですが、民間事業者への委託を開始しました平成30年度の相談件数は1,078件でしたが、令和6年度には3,090件と、およそ3倍となっております。

次いで、出張相談の回数ですが、出張相談件数については、令和6年度は156件となっております。

許可する内容につきましては、アウトリーチを充実させ、高校や大学で出張相談会を開くなど、利用者の相談のしやすさを考慮いたしまして、実施回数及び開催地域を拡大してまいります。

以上です。

○主査（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 平成30年度から見ると、およそ3倍ということで相談件数がとてもたくさんあると。この中で4人から5人ということですがけれども、足りているんでしょうか。

○主査（阿部 智君） 挙手をお願いいたします。健全育成課長。

○健全育成課長 今、御指摘のとおり30件を超えるという状況で、この1名増加で展開してまいりたいというふうに考えております。

○主査（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 相談は多岐にわたると思いますので、4人から5人って拡充することはいいことだと思うんですけども、実態に合わせて、やっぱり相談の内容に合わせて、十分な対応をしてもらうということ言えば、もっと充実することは必要じゃないかなというふうに思います。意見として申し上げておきます。

次に、施設入所児童意見表明等支援ということで、671万円から886万円ということで費用が増えています。

令和7年度で行った支援の内容と、それからその結果、拡充をした理由について伺います。

○主査（阿部 智君） はい、こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

まず、令和7年度に行った支援内容とその結果についてですが、子供の福祉に関して知識または経験を有する意見表明支援員が一時保護所や児童養護施設を訪問して、子供の気持ちや意見を聞き取り、その内容を把握の上、必要に応じて入所施設に対応を求めるなど、こどもの権利擁護の確保に努めてきたところでございます。

結果としましては、令和8年度1月末時点で、一時保護所では138名、児童養護施設では19名から話を聞いたところでございます。

拡充した理由につきましては、本事業について千葉県と共同で行っておりまして、施設側の

受入れが整った順に拡大をしていくこととしております。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 県との共同ということですので、一時保護所と、それから児童養護施設ということで、またもっとたくさん施設としては対象が増えていくということでしょうか。

○主査（阿部 智君） はい、こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

最終的には、社会的養護に係る子供全てに対して意見表明をしたいという目標がございますので、今後、順次拡大をしていく予定でございます。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 分かりました。なかなか、子供の意見を素直に言ってくれたらいいんですけれども、そうでない場面も多分あるのだろうなど。時間もかかる問題だと思いますので、しっかりと拡充した分、効果を生んでいただきたいというのと、現場に合わせて拡充することを求めておきたいというふうに思います。

次に、児童福祉施設等措置ということで、15億4,500万円から18億7,900万円ということで拡充をしている事業です。

この施設ですね、措置委託施設、それぞれたくさんあるというふうに思うんですが、それぞれ措置費の内訳について伺いたいと思います。

○主査（阿部 智君） はい、こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

施設のそれぞれの措置費の内訳について、すみません、100万円単位で申し上げさせていただきます。

まず、児童養護施設につきましては、9億8,000万円でございます。

続いて、乳児院につきましては3億2,900万円、児童自立支援施設につきましては4,000万円、児童心理治療施設につきましては2,300万円、里親につきましては9,200万円、ファミリーホームにつきましては1億3,400万円、自立援助ホームにつきましては1億3,900万円、母子生活支援施設につきましては1億4,000万円でございます。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ありがとうございます。

2つ目に、中学生加算の創設というのがあるんですが、これについて御説明、創設ということになっているんですが、その理由について伺います。

○主査（阿部 智君） はい、こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

まず、中学生加算につきましては、加算金額が中学生1人当たり月2万6,100円の加算となるものでございます。

中学生年代につきましては、心理的にも思春期を迎えておりまして、学校をはじめ環境が大きく変化する時期でありまして、職員がより丁寧に支援する必要があるということから、創設

をしたものでございます。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 中学生に対しての加算金額月2万6,100円というのは、何に使う費用として。何にでもですかね。

○主査（阿部 智君） はい、こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

子供に接する時間が増えることによって、ほかの仕事等に影響もあることから、臨時の職員を雇ったりですとか、あとは時間外等も発生することもあるかと思っておりますので、主にそういったものに使っていただくことを想定しております。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 分かりました。中学生になると結構物入りだったりするけれども、人を配置する時間をしっかり取って、子供と対応するというところでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。ありがとうございます。

次に、あとそれと、措置委託の自立援助ホームというのがあるんですけども、これについて現状についてお示しいただけますか。

○主査（阿部 智君） はい、こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

現在、本市において開設されている自立援助ホームは7か所でございます。次年度、新たに1か所の開設が予定されているところでございます。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 養護施設は18歳まで、それ以降の子供たちというか、大人になる段階だと思うんですが、自立援助ホームというのは多分そういうお子さんたちが自立をするまでのものだというふうに思うんですが、7か所だということですけども、年齢も年頃というか、近いので、男女別みたいなものの説明もいただいてもいいですか。

○主査（阿部 智君） はい、こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

自立援助ホームにつきましては、基本的に義務教育修了後のお子様が入るところでございます。高校生年代のお子様なども入っているところでございます。

現状の7か所につきましては、当然、男女がそれぞれ分かれているんですけども、男性用のホームが1か所、残り6か所が女性用のホームとなっております。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 男性と女性の施設で、それだけ差があるのは何か理由がありますか。

○主査（阿部 智君） はい、こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

基本的には、開設者の御意向で決まるものであるんですけども、具体的なところはちょっと何と

も言えないんですが、一応男性のほうについて開設したいという相談は受けているところで、我々としても1か所という男女比がつかっちゃうのは、あまり好ましくないというのがありますので、男性用のほうをこれから増やしていければなとは思っております。

○主査（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ありがとうございます。はざまというか、義務教育終了後のお子さんたちがこちらに、自立援助ホームの中で成長して、また社会にということだと思うので、なるだけ希望に応じられるような、そういうものをそろえていただければと思います。これは以上です。

次に、民間保育園整備について伺いたいと思います。

予算としては、7億9,277万円から6億6,900万円ということで減額だと思うんです。ただ、支援をする民間保育園の整備を13か所で行って、定員を421人増員するという事なので、定員増のニーズについて伺いたいのと、予算が減っているんですけども、単純に整備をするけれども、金額が減るのはなぜなのか伺いたいと思います。

○主査（阿部 智君） はい、幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

令和7年3月のこども・若者プランの策定に当たりまして、保護者アンケートによるニーズ調査の結果を用いまして行いました今後5年間の需要予測を基に子ども・子育て会議における審議を経まして、供給計画を策定したところでありまして、これに基づき令和9年4月に向けまして、421人分の拡充を行うものでございます。

この減額となっております理由につきましては、その増やす量をこちらが昨年度よりも減少しているという状況でございます。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 民間保育園の整備、新設が6か所とあります。場所と定員が分かればお示してください。

○主査（阿部 智君） はい、幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

民間保育園の新設につきましては、地域ごとに慎重な需要分析を行いまして、真に必要な地域において実施することとしております。

現時点では、東京大学西千葉キャンパスの跡地における大規模開発によりまして、需要増が見込まれます。これに対応するために、JR西千葉駅周辺において定員40人以上という形で、民間保育園1か所の募集を行っておりますけれども、そのほかにつきましては、現在検討中でございます。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） その新設の園には園庭が設けられるのか伺います。

○主査（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 応募事業者からの提案内容によりますけれども、定員が60人以上の場合は専用の園庭が必要となります。59人以下の場合は、付近の公園を園庭に代えることができるとい

うふうにしております。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 西千葉駅周辺の大規模開発ですと、どれぐらいの人口になるのかというふうなことで言えば、定員40名程度で1か所で足りるのだろうかというのがちょっと。これからの需要は見ていくことが必要だと思うんですが、あともう一つ園庭がないというのが、やっぱりあったほうがいいのか、公立保育所を含めて今園庭がしっかりあるところでは、お散歩に対する負担が全く違うと思うんです。キッズ・ガードだとかいろいろなことやってはいるけれども、民間園さんは本当苦労しながら児童を連れて近くの公園へお散歩に行くというふうなことをしていますけれども、本来は移動しなくても、安心して自由に伸び伸びその場でというのが必要なんじゃないかということは、意見を申し上げておきたいというふうに思います。

それと、公立保育所の建て替えと民営化について伺いたいと思います。

13億2,700万円から7億4,300万円というふうなことで、大分減ります。半額ぐらいになるんですかね。保育需要の分析で、民間保育園の整備で、先ほどお話ありました新設を進めます。421人増員するというふうなことになっていますが、公立保育所の建て替えのときに民営化をしてしまう理由について伺います。

○主査（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

本市の財政状況を見ますと、今後の超高齢化への対応をはじめといたします社会保障関係経費や、市有施設の老朽化対策、それから物価高騰に伴う行政コストの増加が見込まれる状況の中で、保育の質の確保向上及び存置する公立保育所の建て替え、維持保全に必要な財源を確保するために、公立保育所の施設管理に関する基本方針において定めた保育所について、民営化を行うこととしております。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 公立保育所の民営化の基本方針のパブリックコメントが昨日までというふうなことだったので、市民の皆さんの意見なんかは、これから取り入れられるというふうに思うんですけれども、公立保育所を民営化するという計画で、予定どおり進んでいない保育所もあるかと思うんですが、それについて伺います。

○主査（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

基本方針の計画策定後の5年間の間で、民営化に着手を予定していた保育所のうち、着手に至らなかった保育所につきましては、宮野木、磯辺、天台、都賀の台、轟の5か所となります。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） その5つ、事情はいろいろ違うかと思えますけれども、進んでいない理由について伺います。

○主査（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 まず、宮野木保育所につきましては、令和5年度から6年度にかけて整備運営事業者を公募したところがございますが、応募がございませんで、また仮設園舎の入札が不調となったことを受けまして、一旦計画を中止し、建て替え手法を含めて再検討させていただいているところがございます。

そのほかの保育所につきましては、建て替え用地の確保が難航したため、計画を延期したものでございます。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 分かりました。

公立保育所を建て替える際には、たしか国費の関係でいっぱいお金がかかるので、民営化というふうなことが、多分、方針の中にもうたわれていたと思います。ただ、政令市の表もその中にありまして、広島など88か所がそのまま公立保育所で続けているという、そういう自治体あるわけですね。だから、民営化をすることによってコストはカットされますと。人は増やすけれども、公立という役割をしっかりと把握をしていらっしゃると思うんですが、これ以上の公立保育所を減らすということについては、会派としても問題だというふうに思っていますので、意見として申し上げておきたいと思えます。

すみません、1ページ戻って、乳児等通園支援、こども誰でも通園制度について伺います。

さっき実質スタートは、令和8年度4月は17施設からというふうなことでした。予算は3,600万円から2,900万円ということで、一応目指す施設は31施設だけれども、予算が減っているのはどうしてなのか伺います。

○主査（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

令和8年度予算につきましては、過去2年間の利用実績を踏まえまして、利用見込み時間等を精査いたしました結果、施設数を拡充した上でも、今回の要求額で賄うことができるというふうに判断しております。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 今、17か所ですので、公立が何か所、民間が何か所という区分けでしょうか。

○主査（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

25か所であった時点につきましては、公立保育所が5か所、民間の保育施設等が20か所となっておりますが、公立保育所の5か所はそのまま存続をいたします。残り12か所が民間施設ということになります。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ありがとうございます。

さっき保育需要の話がありました。需要が供給を上回るというふうなことの実態について御説明いただければと思います。

○主査（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

令和7年度事業の12月までの実績を見ますと、利用申請件数が836人という人数に対しまして、実利用人数は308人と、37%程度にとどまっております。

また、令和6年度の試行的事業の際に実施いたしました利用申請者に対するアンケートにおきまして、実際に施設を利用しなかった理由をお聞きしたところ、ひとまず利用認定だけ受けておいたが最も多く、次いで近隣に施設がないという回答が多くなっておりまして、こうした状況は大きく変わっていないものと推察をしております。

また、施設によっては受付可能な人数を超えて申込みがあって、これをお断りしたケースもあるというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） また千葉市の議案でも上がってくるので、このこども誰でも通園制度については、またそこでも質問をさせていただこうと思いますが、利用申請、要はひとまず申込みをしておくというのを需要というふうに考えて、実際には利用された方については37%ということなので、予算のほうも少し減らしても多分賄えるだろうというふうなことだと思います。

使いにくい制度なのか、一旦申込みはするけれども、実際には預けにくいというふうなことなのか、その辺はまだこれからの分析になるのでしょうか。

○主査（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

この制度の特性としまして、月10時間という時間の制限もありますので、恐らく御自宅からお近くの施設を利用されたいというのが通常のニーズだと考えております。

そうしますと、やはり一定数の実施施設が地理的な散らばりをもって分布していないと、なかなか使えない方が出てしまうということがあるというふうに考えております。それも含めまして、実質施設の確保に努めてまいりたいという考えでございます。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 分かりました。ありがとうございます。

そしたら、69ページの多子世帯保育料負担軽減（市独自）ということで2億3,100万円ということになっています。

対象施設によって、保育料の減額と償還払いになるというふうになっていますが、その理由について伺いたいと思います。

○主査（阿部 智君） はい、幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

まず、認可保育施設につきましては、それぞれのお子様が特定の施設に在籍するという仕組みになってございますので、保育料を直接減額する、いわゆる現物給付による対応が可能でございますけれども、認可外保育施設及び幼稚園、認定こども園の預かり保育事業に関しましては、同月内に複数の施設を併用することが可能な仕組みとなっております。併用した場合で

あっても本制度の対象とすることとしておりますため、どの施設において現物給付とすべきかの判断が施設側では困難であることから、利用後の申請に基づく償還払いといたしております。

なお、令和元年度から実施しております幼児教育・保育の無償化制度におきましても、認可外保育施設等に関しましては、同様の理由で償還払いによる助成を行っているところでございます。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 利用者にとってややこしくないのが一番いいというふうに思いますので、現場でトラブルがないように対応していただければと思います。

あと、多様な保育需要への対応について伺います。

金額はさほど変わらないですかね、多少、少なくなっているということだと思います。5億3,290万円から5億2,750万円ということで、病児・病後児保育の事業（新設・改修、感染症対応の加算）って、拡充というふうにあります。全体の事業費微増ですけれども、新設しても費用的にはかからないものなんでしょうか。

○主査（阿部 智君） はい、幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

今回拡充いたします病児・病後児保育の感染症対応加算に係る経費に加えまして、国における補助額の増額改定ですとか、今年度実現いたしました1か所増、こちらは幕張駅の近辺でございますけれども、そちらの影響によりまして、病児・病後児保育の予算額につきましては、昨年度から約3,000万円程度の増額となっております。ただ、同じこの項目の中で、そのほかの事業の減額がありましたことから、多様な保育需要への対応という全体として見ると、微減となっているものでございます。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ちなみに、この病児・病後児保育の施設を建てるとなったら、単純で1施設造るのにどのぐらいかかるのか聞いてもいいですか。

○主査（阿部 智君） 分かれば結構ですよ。分からなければ後でまた。はい、幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

金額につきましては、様々としか申し上げようがないのですが、基本的には新しく建物を建てるというものよりも、既存の施設の中を改修するといった工事が主流となっております。

金額につきましては、それぞれと申し上げさせていただきます。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 盛田委員、それ大丈夫ですか。御答弁。

○委員（盛田眞弓君） いいです。

○主査（阿部 智君） じゃ、盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ありがとうございます。必要とされる場所は美浜区であろうというふうなことは言われていますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

保育の質の確保について伺います。

前年度と比較をして約5億円の増額というふうになっています。保育の質と言ったときに、増額の理由として幾つか挙げていただければと思います。

○主査（阿部 智君） はい、幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

保育の質の確保の項目は、各事業におきまして予算の増減というものがございますけれども、昨年度との比較で約5億円の増額、今、委員から御指摘があった点の主な要因といたしましては、保育施設等への給食費等支援、こちらが約4億5,600万円となっておりまして、こちらをこの保育の質の確保の項目の事業として加えたことによるものでございます。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 分かりました。給食ってやっぱり大きいんだなというふうにも実感いたします。了解です。

それぞれの各事業の内訳についてお示しいただけますか。

○主査（阿部 智君） はい、幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

70ページの保育の質の確保に記載の項目順に申し上げますと、1の公立保育所における主食提供が約1億4,500万円、2の千葉県幼児教育・保育人材支援センター運営が約2,000万円、3の外国人児童・保護者対応職員配置が約1,200万円、4のキッズ・ガード配置助成が約3,600万円、5の民間保育園等巡回指導員配置が約5,900万円、6の各種研修の実施が約1,800万円、7の保育施設等給食等支援が先ほど申し上げました約4億5,600万円となっております。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ありがとうございます。保育の質の確保って言ったときに、多方面にわたるといふふうに思っていますので、それぞれの事業がしっかりとその効果を上げるようにしていただければというふうに思います。

それと、この後、保育継続ということになるかと思うので、令和9年度以降の事業費の見込みについて伺います。

○主査（阿部 智君） 幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

令和9年度以降につきましては、給食支援をはじめといたしまして、国の動向による部分がございますので、現時点におきまして、事業費見込みを算定することは困難でございますけれども、引き続き保育の質の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 最後に、意見を申し上げます。

保育の質と言ったときに、利用されたい方がしっかりとその希望に沿って保育を受けられるようになるというのは本当に大事だというふうに思っています。

民間保育園が、今回、今現状で189か所、それから認定こども園、それぞれ居宅型とかって

たくさんありますけれども、やっぱり根幹となる公立を減らしていくという方針については、やっぱり納得いかないものがあります。421人でしたっけ、定員を増やす中で、公立保育所の統廃合を今回プラス2施設、閉鎖をすることになります。今後もその方針の中では、実態に合わせて減らしていくということも語られておまして、これは本当にゆゆしき事態だというふうに思いますので、そこについてはしっかりと意見申し上げていきたいし、公立保育所をしっかりと存続をさせるということが、やっぱり千葉市とすれば必要なことであろうというふうに思いますので、意見として申し上げておきます。

以上です。

○主査（阿部 智君） ありがとうございます。はい、麻生委員。

○委員（麻生紀雄君） お二方から大分質問していただいたので、少しだけ質問させていただきながら意見要望させていただきます。

一問一答をお願いします。

まず初めに、若者施策の推進についてですが、今回、新規取組といたしまして若者の実態調査、若者の居場所・交流機会の創出、若者主体の魅力等発信動画の制作と掲げておりますけれども、そもそも本事業の目的は何か御説明いただきたいと思います。

○主査（阿部 智君） はい、こども若者支援室長。

○こども若者支援室長 こども若者支援室でございます。

新たに実施するこの3つの事業のそもそもの目的、若者施策の推進の目的という御質問かと存じますけれども、若者につきましては子供時代から続く家庭における課題や、子供から大人への移行期に生じる特有の困難さ、生きづらさに直面し、また進学、就職といった節目におきまして、所属や制度の切替えにより、支援が途切れやすく、支援を必要とする若者が頼れる先を失いやすい状況にあります。そうした若者を早期に必要な支援につなげるとともに、若者が活躍できるよう様々な施策を推進していくことで、全ての若者が自ら自分らしく生き生きと健やかに成長し、自ら希望に応じて、その意欲と能力を発揮できる環境を実現しようとするものでございます。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 麻生委員。

○委員（麻生紀雄君） この部分の意見要望といたしましては、居場所については大人が誘導するものではなく、あくまでも若者自身の意見から事業が進む居場所づくりを要望させていただきます。

また、多様な若者の居場所をつくるためには1か所だけでなく、複数の多様な場所の居場所の設置も考慮してほしいということを求めておきます。

続きまして、デジタル体験機会の提供でございますけれども、財源に繰入金とありますけれども、内容についてお示してください。

○主査（阿部 智君） はい、こども若者支援室長。

○こども若者支援室長 こども若者支援室でございます。

この繰入金につきましては、企業版ふるさと納税による寄附を積み立てております、みんなが輝くまちづくり基金を財源としております。

このたびデジタルを活用して地域課題を解決していこうという、ゆとりを生み・活かす創造

的なまちづくり事業への御寄附をいただきましたことから、本事業で活用するものでございます。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 麻生委員。

○委員（麻生紀雄君） ありがとうございます。

ここもちょっと要望させていただきますけれども、市内企業との連携の上、継続的な支援メニューなど充実に努めていただきたいと思います。

また、周知する際は、学校だけでなく、むしろ学校に行けていない不登校世帯やフリースクール等への積極的な案内もしていただきまして、日中の時間帯にも開催することも検討していただきたいということと、今回、子ども交流館ということで、他地区から行きにくい地区もありますので、他区への拡充もまた検討いただければと思います。

続きまして、児童福祉施設等措置につきましては、ここはちょっと要望だけさせていただきます。

中学生への対応にスタッフの負荷がかかっている現状を踏まえて、児童養護施設からの要望により加算に至ったと伺っておりますけれども、自立支援ホームにおいても、中学生の一時保護委託があると事業者から聞いております。同じ状況の子供を預かるのであれば、対象施設に限らず、自立支援ホームへの加算もできるよう求めておきます。

続きまして、エンゼルヘルパーの派遣も、こちらもちょっと要望だけさせていただきますけれども、多胎児育児支援を会派で求めてきたことで、移動支援がこの事業で実現したことはとても評価させていただきます。

引き続き利用者の声を聞きながら、入院時や多胎児の利用期間を適切に延ばしていただき、産後の体調回復に効果が期待されることから、引き続きの事業拡充をお願い申し上げておきます。

続きまして、教育・保育人材の確保でございますけれども、各種取組されているかと思いますが、現状、入所希望者が足りないとか、そういったことも含めて現状はどうかということをお答えいただきたいと思います。

○主査（阿部 智君） はい、幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

本市では、先ほど来申し上げましたように、千葉市手当、宿舍借上げ助成等、様々な取組を進めているところでございますけれども、しかしながら入所希望者がいるにもかかわらず、定員まで受入れができなかった民間の施設数が、令和7年4月1日時点におきましても、322施設のうち64施設となっております。その原因の多くは保育士不足によるものと考えております。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 麻生委員。

○委員（麻生紀雄君） 現在、このあたり都市間競争になりつつある状況でございますけれども、今後の不足の解消に向けての見込みはどうでしょうか。

○主査（阿部 智君） 幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

全国的に保育人材が不足する中におきまして、周辺の自治体におきましても、保育士不足という課題が生じている点は、本市と同様と認識しております。

当該課題を抜本的に解消するためという点では、国が主体的に保育人材の確保に取り組んでいただく必要があると考えておりまして、保育人材が安定的に供給されるよう、国全体としての施策を講ずるほか、自治体を実施しております保育人材の確保策に係る補助率のかさ上げ等、財政措置を拡充するように継続的に要望いたしておるところでございます。

本市といたしましても、保育の提供に支障が生じないように、各種支援を継続しながらICTを活用するなど、各施設の労働環境の改善につながる施策を実施することなどによりまして、市内保育施設における保育士不足の解消に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 麻生委員。

○委員（麻生紀雄君） ありがとうございます。本当、御苦勞されているかと思えますけれども、引き続き積極的な取組に期待したいと思えます。

最後に、子どもルームの整備・運営につきましてですが、新年度4か所のルーム整備となっておりますが、今後、アフタースクールに移行が進んでいくに当たりまして、本整備後の環境はアフタースクールでも利用するののかも含めてお答えいただきたいと思えます。

○主査（阿部 智君） はい、健全育成課長。

○健全育成課長 健全育成課でございます。

4か所のルーム整備についてですが、高学年ルームとしての教室改修を1か所、校外テナントの賃借として2か所、プレハブ新築によるリースで1か所の整備を予定しております。

校外のテナントにつきましては、アフタースクールが学校敷地内での運営となるため、利用は見込んでおりませんが、プレハブについては移行後も引き続き利用いたします。

また、教室改修につきましては、移行時に改めて学校と協議をいたしまして判断することになります。

以上となります。

○主査（阿部 智君） 麻生委員。

○委員（麻生紀雄君） ありがとうございます。引き続き待機児童ゼロの継続に向けて環境整備も、あるいはアフタースクールの移行も含めて進めていただきたいと思えますので、最後求めさせていただきまして、以上となります。

○主査（阿部 智君） ありがとうございます。

それでは、渡邊委員、お願いいたします。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。既に……

○主査（阿部 智君） 一問一答ですか。

○委員（渡邊惟大君） そうですね。一問一答で。

既に、石川委員、盛田委員、麻生委員が質問してくださっていますので、私のほうは何点かだけちょっと質問させていただきたいと思えます。

まず、こども・若者施策推進については、若者の声を聞く機会を市でも様々用意してくださっていることを大変評価いたします。

3番の若者自体の魅力発信動画制作についてなんですけれども、これは全て基本若者の方々

に作っていただくのか、もしくは若者の人の意見を聞きながら、そういう業者等に委託したりするのか、どのような形で動画を制作するのか、改めて伺えればと思います。

○主査（阿部 智君） はい、ありがとうございます。それでは、こども若者支援室長。

○こども若者支援室長 こども若者支援室でございます。

本事業につきましては、若者が主体で参加するものでございまして、その内容につきましては、動画発信に必要な基本的な企画づくりや撮影編集のポイントであったり、情報発信かつリテラシーなどを学んだ上で、若者のアイデアの発想視点を十分に生かした本市の魅力や地域支援などをテーマとする動画づくりに取り組むものでございます。

なお、動画制作、この事業につきましては、動画制作の専門の事業者等への委託を予定しております。委託につきましては、事業全体の企画や運営、開催するワークショップのファシリテーター、必要な機材等の調達などを予定しております。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） はい、渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） 分かりました。業者の支援の下で動画を作るというような形ということで理解いたしました。

では、次に、デジタル体験機会について、eスポーツなんですけれども、ふだんからゲーム等されているお子様は多いかなと思いますけれども、子ども交流会において行うeスポーツ体験というのはどのようなものになるのか伺えればと思います。

○主査（阿部 智君） はい、こども若者支援室長。

○こども若者支援室長 こども若者支援室でございます。

交流会のeスポーツ体験につきましては、具体的に使用するソフトにつきましては、今後検討していくものでございますけれども、eスポーツを通してデータ技術に触れることによって技術的な知識のほか、想像力や論理的な思考能力、チームで協力することでのコミュニケーション能力など、そういったものを育まれる機会を提供したいと考えております。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） 分かりました。ソフトについては今後検討していくということで、若者にとっては貴重な経験になるようなものを選定していただければというふうに思います。効果的なものを選定をお願いいたします。ありがとうございます。

次、子ども・若者相談センターのLinkについてなんですけれども、相談員はどのような人材を起用するのか、改めて伺えればと思います。

○主査（阿部 智君） はい、健全育成課長。

○健全育成課長 健全育成課でございます。

Linkの相談員についてですが、相談員のうち事業責任者には精神保健福祉士、社会福祉士などの有資格者を、その他の相談員については、こども・若者に対する相談支援に関する高度かつ専門的な知識と経験を持つ者、もしくは当該業務に関して、直近5年以内に1年以上従事した経験を有する者を配置することといたしまして、委託事業者を募集しております。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） 分かりました。当該現場の経験を持つ方を募集するというので、条件等について理解いたしました。

では、次に、青少年サポートセンター業務に関して、先ほども少し説明はいただいたかと思うんですけども、ネットパトロールの具体的な内容について、改めて伺えればと思います。

○主査（阿部 智君） はい、青少年サポートセンター所長。

○青少年サポートセンター所長 青少年サポートセンターです。

ネットパトロールの内容について御説明いたします。

本市内学校に在籍している児童生徒が、SNS等によるネットトラブルに巻き込まれないように見守るとともに、生徒指導上の諸課題の早期発見、早期対応につなげることを目的として、業者のほうに委託をして実施しております。

問題のある投稿等が発見された場合、千葉県リスクレベル判断基準に基づきまして、リスクレベル1から3に応じた対応をしております。

例えばですけれども、リスクレベル1というのは、フルネームの記載があったり、また個人が特定できる写真や動画の掲載、不適切な発言や動画の投稿等となります。

また、リスクレベル2つきましては、いじめや飲酒、喫煙に関する記述、また個人が特定できる児童生徒の複数人の写真の掲載等です。

最もリスクレベルの高い3つきましては、生死に関わるような内容についてです。

リスクレベル1つきましては、当該学校に速やかに情報提供を行い、リスクレベル2及び3のリスクが高いものにつきましては、発見次第、当該学校と教育委員会に情報提供を行い、適宜対応しております。

以上です。

○主査（阿部 智君） はい、渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。先ほど伺ったように、適宜対応していただくことで、大きな今のところネット上でのトラブルというのには発展していないというふうに今理解をしています。ただ、昨今の状況を見ていると、インターネット上のトラブルというのいろいろと目にすることや、報道されることも増えてきていますので、引き続きしっかりと丁寧な対応をお願いできればというふうに思います。ありがとうございます。

最後、68ページ、エンゼルヘルパー派遣で少し説明をいただいていたんですが、外出時の支援を追加して、その内容について理解したんですけども、その背景について、例えば市民の方からのニーズ等が伝えられてというようなことなのか、その背景について改めて伺えればと思います。

○主査（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

特に、出産後間もない時期におきまして、お子さんとの外出に不安を感じられている方々への支援に対するニーズがあるものと承知をしておりますけれども、現状、本市には、それに対応することができる仕組みがなかったことから、ほかの政令市等での取組も参考にしながら、今回エンゼルヘルパーの枠組みの中で、このニーズにお応えしようとするものでございます。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。より拡充が、外出時の支援というニーズに応えられるようになったことは大変評価いたします。

先ほども伺っていたように、なかなか時間のマッチング等がうまくいかないようなことも間々あるということも伺いましたので、ニーズに応えられるような形で事業者等との連携や事業者への支援に引き続き力を入れていただきたいと思います。

こども未来局さんは、全体の事業として次の世代のサポート、子供のサポートに関して、年々と充実されてきていることを大変評価いたします。引き続き、課題は多岐にわたると思いますけれども、対応のほうをよろしく願います。

では、以上で質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

○主査（阿部 智君） はい、ありがとうございました。

それでは、ほかにございますか。宇留間委員、願います。一問一答で。

○委員（宇留間又衛門君） 一括でいいです。

○主査（阿部 智君） はい、一括で願います。

○委員（宇留間又衛門君） あらましの67ページの民間保育園等整備について。

新規を含めた予算計上はされていますが、全国的に保育園の運営事業者の倒産、休廃業が増加していると、新聞報道で目にしておりますが、本市においても、先般、急激な事業用途により、混乱が生じたケースがあったと承知しております。

本市の保育需要はまだまだ増加傾向にあるんですが、今後、少子化により保育施設の利用児童数が減少してくると、経営が立ち行かない事業者が出てくる可能性があると思います。民間事業者を活用した保育政策には大いに賛同するところですが、子供たちや保護者に不安や負担を生じさせることのないよう、行政として民間業者をしっかりと指導監督することが重要と考えますが、本市の考え方や対応をお聞かせください。

○主査（阿部 智君） それでは、願います。それでは、幼児教育・保育部長。

○幼児教育・保育部長 幼児教育・保育部でございます。よろしく願います。

ただいま委員より御指摘いただきましたとおり、本市におきましても、近い将来、保育需要が減少していくことになると考えておきまして、現時点においても恒常的に定員を割り込む施設が生じておりますことから、そのような施設の運営安定化を図りますため、需給バランスを確保した上で、法人、市が双方合意の下、定員を減じることで収支を改善させる仕組みの導入に向けまして準備を進めております。

また、監査や決算等の現況報告を通じて、各施設の経営状況を把握しますとともに、事業者からの経営面での相談に応じ、安定的に運営を継続する手段を検討した上で、事業譲渡や閉園といった経営判断がなされる場合には、在籍する子供や保護者にとって十分な期間を確保するなど影響を最小限にとどめる必要があると認識しております。

そのため、今年度から新たに法人運営に詳しい公認会計士などの助言を受けるための経費を確保しておきまして、これらも活用しつつ検討を進めております。さらには、営利法人等の経営実態の把握や、急な事業展開や閉園のリスクへの対応については、国レベルでの制度、体制の整備が必要と考えておきまして、緑本などを通じた国への要望も検討してまいります。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） ありがとうございます。はい、宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君） 現時点の対応については理解をいたしました。

今後、保育需要が本格的に減少していく局面を迎えるまで、施設や業者の経営をしっかりと把握し、的確な指導を行う体制を整えることが考えられます。国の要望を含め、鋭意検討対応を進めていただきたいと思います。

それから、今回、新しく6個新設ですか、そういうことも踏まえてやはり保育園を運営する方もよく選んでやっていただきたいと思いますね。だから、こういう新聞紙上に載るんだから、こういう業者を選ばないようにやはりやっていただければと思いますので、それを要望いたします。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） ありがとうございます。じゃ、伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） それでは、一問一答でお願いいたします。12時には終わると思いますが、よろしくお願いします。

こども未来局の予算を見ますと、令和8年は一般会計で798億円ということなんですけれども、10年前を見ると、これ決算書を見ると、大体470億円ということでした。これ10年間で、こども未来局の予算が1.7倍になっています。

この間いろいろあって、保育の無償化ですとか、児童手当を拡充したりとか、児相をもう一か所整備するとか、保育所の建て替えを進めなきゃいけないとか、あと多様な保育ニーズに応えるだとか、あと若者の施策を始めたとか、いろいろあると思うんですけども、令和8年度の予算分かりましたと。局として、今後、財政需要というのはどういうふうに見込んでいるのかというのをお示してください。

○主査（阿部 智君） これは局長か、部長かぐらいの話になっていくと思いますが、大きな視点でお答えいただけたらと思います。はい、それでは、こども未来部長。

○こども未来部長 こども未来部でございます。御質問ありがとうございます。

おっしゃっていただいたように、この10年で伸びてきたものというのは、本当に今お話いただいたとおりに思っているんですけども、今後、まず1つは、今、局として推し進めている子供、それから若者施策というものをきちんと推進していくといったところが1つ大きくありまして、ここで予算がどれだけ大きく関わってくるかといったところは、今現在まだ見込みは立てられないところはありますけれども、やはり行政だけの力ではなくて、若者施策に関してはいろいろ地域だとか、若者当事者だとかの力も借りながら、一緒にそういった自走していきけるようなものを支援していくといった形でも進めていければというふうに考えているところでございます。

一方で、児童虐待防止ですとか、社会的要保護児童対策といったところは、やはり行政が力を入れて進めていかなければいけないところだというふうに考えておりますので、そういった要保護児童になる前の支援策の充実ですとか、要保護児童ということで、こちらで関わっている中では、きちんとした対応といったところを進めていくことが必要だというふうに思っております。ここでかかる予算等につきましては、やはり国の手当ももちろんあるところではありますが、その時々で必要なものがあれば、国への予算の要望だとか、そういったところも加えながら対応していくことが必要だと思っておりますのでございます。

そのほかの放課後児童対策ですとか、いろいろありますけれども、青少年の健全育成もありますけれども、財政需要といったところと併せまして、やはりそれぞれの利用者、当事者の意見、考えといったニーズをきちんと酌み取りながら、それをまたフィードバックをきちんとしていくような形で、これから施策を進めていくことが必要なんだろうというふうに考えております。

ちょっと財政需要はどう見込んでいますかという御質問への直接の答えになっていないところはありますが、これからの施策展開としては、そういった形でやっていきたいというのが今考えているところでございます。

○主査（阿部 智君） ありがとうございます。では、幼児教育・保育部長。

○幼児教育・保育部長 幼児教育・保育部といたしまして、保育の整備については、需要は一定程度ありますが、急激な新設を求めていくものではございませんので、その点はないんですが、今後は改築とか出てまいります。その辺についても、長寿命化も含めて考えながら、一定程度財政的な部分で抑制できるものは、こちらとしても考えながら進めていきたいと思っております。

あと、質の向上のほうについては、保育の整備は一定程度終わってきておりますので、その部分についてはちょっと力を入れていきたいなと考えているところでございまして、その点についても国の補助金とか何かございましたら、それを活用しながら、市の財政の負担軽減に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） はい、伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） 御丁寧にありがとうございます。

ちょっと御質問させていただいた趣旨というのが、複雑多様化しているいろんな課題に対して対応していく、これは必要なことだと思いますし、様々なニーズに応じていくというのも、これ、行政として必要なことだと思うんですけれども、ここに来て、やっぱり本市の財政全般を見たときに、何でもかんでも今後必要なものはできるという状況じゃなくなってくると思うんですよね。そうなったときに、やっぱり中長期で財政的な見通しを立てながらやっていくという必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

今、小名木部長のほうの、財政的な抑制の話も少し言葉として出てきましたけれども、今年の新年度予算編成で保健福祉局は相当事業の見直しをやっていきますよね。これは多分どの局も今後取り組んでいかなきゃいけないところだと思っております。

こども未来局としては、そこら辺、来年度以降の予算編成で見直ししていくということについては考えているのかどうかって、ちょっと考えがあればここで伺っておきたいですけれども。

○主査（阿部 智君） いかがでしょうか。非常に重要な視点でございまして、ほかの部局はどんどん削減されている中、御局は非常に伸びているというのは、ほかのところでも指摘されていますし、今日も財政から傍聴に来られていらっしゃいますけれども、財政のほうからもしっかりこのあたりコミュニケーションを取ってやっていただかなきゃいけない部分だと思います。

これは局長ですかね。（「そう」と呼ぶ者あり）そうですね。大きい視点での御質問でございますので、局としてどうお考えなのか、御答弁いただきたいと思っております。では、こども未来局長。

○こども未来局長 御指摘のとおり、財政状況も厳しくなってきますので、子供の施策といっ

でも何でもかんでもできるわけじゃないということは御承知しております。

ただ、保育需要とかいろいろ、子育てと仕事を両立するとか、そういった社会的な面もありますので、そういうところを減らすのは、令和8年度予算編成の中でもなかなか見つけるのが難しかったところをごさいます、子供がこれからだんだん減っていくと思いますので、そういう自然減も対応しながら、やらなくていいものを何とか見つけて、持続可能性を担保していきたいと思っております。

○主査（阿部 智君） なかなか難しいところで御答弁ありがとうございます。それでは、伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） ありがとうございます。

それでは、各事業についてちょっと幾つか質問させてもらいたいと思いますけれども、あらましに載っていないのがほとんどなんですけれども、まず今年の決算のときに、幼稚園と保育園とというところの行政の支援策の均衡が図れていないという指摘をさせてもらいましたけれども、いろいろちょっと考えたんですけれども、私立幼稚園に対して直接的な補助というのはなかなか難しいのかなというふうには思うんですが、例えば千葉市私立幼稚園教材費補助金というのがありまして、これは大分前から始まっている制度ですけれども、ちょっとお聞きしたいのが、今般の物価高騰、こういったものを踏まえた補助金設定になっているのかというのをちょっと聞きたいと思います。

○主査（阿部 智君） こちらは、幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

私立幼稚園に対する教材費補助についてでございますけれども、こちら概要を申し上げますと、各園ごとに園割りとして34万4,000円、それからお子さん1人当たり1,000円、それから預かり保育をやっていただく時間の長さに応じて加算がつくというような形で、従来から一定額といえますか、増改定をせずに補助を続けておるところでございます。

その教材に関しても、物価高騰の影響がある程度あるのではないかという御指摘はごもっともなところというふうには考えておりますけれども、物価高騰に関しましては、県からのいわゆる私学助成の経常費の中にもある程度織り込まれているという見解を県から確認しておりますことと、あとは今回、千葉県が物価高騰対応といたしまして、2月補正予算で重点支援交付金を活用して、私学助成の幼稚園に対しまして園児1名当たり850円支給予定というふうに聞いております。

こういった県の動向と、それからほかの事業とのバランス等を踏まえまして、その教材費の補助の内容というものは考えるべきものと考えてございます。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） 考え方についてよく分かりました。ありがとうございます。

次が、こども未来応援プランで今第2期になっていますけれども、第1期のときに示されておりました1日当たり勉強時間、進学率、こういったところの数字が出ておりましたけれども、現状はどういうふうになっているのか教えてください。

○主査（阿部 智君） はい、お願いいたします。こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

今御指摘いただきました、こども未来応援プランの勉強時間と進学率についてなんですが、勉強時間のほうは、以前のプランでは目標数値になっていたんですが、令和5年からの現行プランでは目標数値としては設定しておらず、申し訳ありません、現状、把握はしていないところでございます。

進学率のほうにつきましては、引き続き目標設定しておりまして、目標の設定の仕方としては、生活保護世帯の児童、それから児童養護施設の児童を千葉市全体の全児童平均に進学率を近づけていくというものを設定しておりまして、直近の数字だと、令和6年度のものがございまして、まず中学校から高等学校等への進学率なんですが、千葉市全体の児童の平均が99.1%、それに対しまして生活保護世帯のお子様だと93.4%、児童養護施設等の児童だと100%になっております。

続いて、高校から高等学校卒業後、大学とか、専門学校等への進学率ですが、千葉市全体のお子様だと88.8%に対しまして、生活保護世帯のお子様は50%ちょうど、児童養護施設さんのお子様は60%ちょうどとなっております。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） ありがとうございます。

貧困の連鎖から脱却するためには、やっぱり進学先ですとか、学力の問題って非常に重要だと思っております、進学率については承知しましたけれども、1日当たり勉強時間、なぜ指標として削除してしまったのかなと、やめちゃったのかなというふうには思うんですけども、やっぱりそういういろんな指標を追って行って、この貧困の連鎖から脱却する支援というのをしっかり手厚くやってもらいたいなというふうに思いますので、ちょっと要望として申し上げたいと思います。

次が、未就学児の移動経路の安全点検について、ここ最近数年の動向を把握できていなかったもので、この場で把握をさせていただきたいというふうに思います。状況ですね。教えてください。

○主査（阿部 智君） はい、幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

こちら安全点検につきましては、令和元年度に担当区の警察署の職員、それと担当土木事務所職員、各保育園等の職員、それと市の職員によります合同安全点検を実施しておりまして、当該結果に基づきまして安全対策ですとか、キッズ・ゾーンの整備等を進めておるところでございます。

加えまして、各園におきましては、近隣の公園等への園外活動を行うに当たりましては、日々経路の安全確認を行っているところでございます。

今後もキッズ・ゾーンの周知ですとか、支援員を補助するキッズ・ガードの助成を推進するなどによりまして、園外活動の安全確保等に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） そうすると、市内の園から例えば道路のこの部分を直してほしいとか、ちょっとここは危険だから気になるとかということについては、直近ではやっていないという

認識ということですか。

○主査（阿部 智君） はい、幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

各園からのそういった道路の補修の要望等につきましては、土木事務所のほうで対応しているところでございますけれども、我々のほうとしても園からお声をいただいた際には、土木事務所のほうに、こういった危険があるので検討いただきたいという旨をお伝えしているところでございます。

以上でございます。

○主査（阿部 智君） 伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） 分かりました。

学校のほうでは、通学路の安全対策ということで、毎年、道路管理者と、あと警察とを巻き込んでやっているかというふうに思います。

こういうのって、大体大きな事故が起きてから取り組むというふうになっちゃって、後手後手になっちゃうところがあって、なので現状が取組が足りないというわけではないんですけれども、もし、もうちょっとしっかり体系的にやったほうがいいということであれば、ぜひやってもらいたいなという、ちょっと大変なんだと思うんですけれども、取りまとめて調整してつて。大変だと思うんですけれども、ぜひ1つテーマとしては頭の中に入れてほしいなというふうに思います。

あとは、質問は以上で、要望だけ幾つかさせてもらいたいと思いますけれども、若者施策の推進については、新年度で新規事業、拡充事業が多いというふうに思いますけれども、それぞれの予算額とかも聞きましたけれども、しっかり事業目的と成果というのをしっかり把握して、次年度以降はどうするのかというのはしっかりフィードバックしてやってほしいというふうに思います、が1つの要望。

もう一つは、ほかの委員から、公立の保育所を減らすのをやめるべきという御意見ありましたけれども、私は公立だとか、民間だとかというのは、基本的に保育の提供、質には差はないもんだというふうに思っておりますので、民間とか、公立と違って関係なく、質の問題だと思います。いい保育園をどうやってつくっていくか。もう一つは、やはり財政的な問題もありますので、経済的な合理性も求めた中で、民間のほうがいいなら民間を進めていくというところでもよろしいのかなというふうに思いますので、それも最後、意見として申し上げさせていただいて、私の質問は終わりです。

以上です。

○主査（阿部 智君） 大丈夫ですか。ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○主査（阿部 智君） ほかに御質疑等がなければ、以上でこども未来局所管の審査を終わります。

こども未来局の方々は御退室願います。御苦労さまでした。

[こども未来局退室]

指摘要望事項の協議

○主査（阿部 智君） それでは、これより、こども未来局所管における指摘要望事項について御協議いただきます。

なお、1分科会当たり提案件数は原則2件までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

また、仮に御発言がお一人であっても、内容がふさわしく、反対する意見がなければ指摘要望事項とすることは可能とされておりますので、このことを御理解の上、御協議いただきたいと思います。

それでは、こども未来局所管について、指摘要望事項の有無、また、ある場合はその事項、内容について御意見願います。

一応、委員長としてはあるということを持っていきたいと思っておりますので、皆様、何か御意見ありませんか。（「一任」と呼ぶ者あり）一任ですか。

先ほど出ておりました保育の需給を今後どうしていくかとか、それから財政との関連をどうしていくかとか、大きな視点での将来どうするかというところ、それから今回ありました保育の質のところ、たまたま今日、始まる前にありましたので、そこも指摘のところに入れて、案文をつくっていきたいと思っております。

皆様、いろいろ御意見もあると思っておりますので、まずつくって、皆様の御意見をいただいて、しっかりもんでいいものをつくっていきたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

それでは、皆様のいただいた御質問等を踏まえまして、正副主査において、こども未来局所管の指摘要望事項の案文を作成させていただき、11日の水曜日の本会議散会後に開催されます分科会におきまして御検討をお願いしたいと思います。

以上で、本日は日程を終了いたします。

次回は3月5日、木曜日の10時より、教育未来分科会を開きます。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さまでした。

午後0時0分散会